

## 浦添市の人事行政の運営等の状況について

浦添市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年浦添市条例第 1 号）第 4 条の規定により  
職員の任用及び職員数等に関する状況について公表します。

### 1 職員の任用および職員数に関する状況

#### (1) 採用及び退職の状況（平成 19 年度）

区 分	採用(人)	退 職(人)			
		定 年	勸 奨	その他	合 計
市長部局等	17	15	14	1	30
教育委員会	6	5	4	0	9
水 道 局	0	3	1	0	4
合 計	23	23	19	1	43

#### (2) 職員数の状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分 部 門	職員数		増減数	主な増減理由	
	19 年	20 年			
一 般 行 政	議会	9	9	0	
	総務企画	145	141	4	振興プロジェクト業務終了解散による減
	税務	48	47	1	市民税課事務職員の嘱託職員置換え
	労働	1	1	0	
	農林水産	4	4	0	
	商工	7	7	0	
	土木	89	84	5	学校予定地処分プロジェクト業務終了による減
	民生	129	129	0	
	衛生	38	40	2	特定健康審査・保健指導業務による増
	小計	470	462	8	人口 10,000 人あたり職員数 42.24 人
特 別 行 政	教育	182	166	16	港川共同調理場の調理調理業務民間委託に伴う減
	消防	97	97	0	
	小計	279	263	16	人口 10,000 人あたり職員数 66.29 人
公 営 企 業	水道	41	41	0	
	下水道	13	13	0	
	その他	38	41	3	前期高齢者特別徴収に係る保険税徴収及び収納管理業務による増
小計	92	95	3		
合 計	841	820	21	人口 10,000 人あたり職員数 74.97 人	

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数で地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

## 2 職員の競争試験及び選考の状況

採用試験の実施状況（平成19年度）

単位：人、倍

職種及び試験区分	一次試験 申込者数	一次試験 受験者数 a	二次試験 受験者数	最終 合格者数 b	競争倍率 a/b
一般行政職	321	219	11	6	36.5
上級	224	142	7	4	35.5
初級	97	77	4	2	38.5
土木技術職	31	20	13	7	2.9
上級	24	13	9	6	2.2
初級	7	7	4	1	7.0
保健職 上級	27	19	3	1	19.0
消防職	174	132	8	3	44.0
上級	85	64	3	1	64.0
初級	89	68	5	2	34.0
幼稚園教諭職 中級	73	62	6	4	15.5
合計	626	452	41	21	21.5

## 3 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考)18年度の人件費率
19年度	人 109,373	千円 31,846,894	千円 671,450	千円 6,770,519	% 21.2	% 19.9

(2)職員給与の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 748	千円 2,923,978	千円 480,976	千円 1,190,236	千円 4,595,806	千円 6,144

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
浦添市	342,900円	44.7歳	291,700円	41.4歳

(4) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分		浦添市		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給料額	決定初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	172,200円	182,200円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
		一般行政職	大学卒	270,500円
	高校卒	227,100円	283,100円	326,600円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長(困)	課長 係長(困)	係長(相困) 主任(困)	係長 主任	主事(相困)	主事 主事補	
職員数(人)	13	52	96	126	91	57	43	478
構成比(%)	2.7	10.9	20.1	26.4	19.0	11.9	9.0	100.0

(注) 1 浦添市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 職員手当の状況

区分	浦添市			国		
期末手当	(平成19年度支給割合) 1人当たり平均支給額(19年度) 1,592千円			-		
勤勉手当	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
	3.00月分	1.45月分		3.00月分	1.50月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分

退職手当	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 2%から 20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 2%から 20%加算	
	退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無	
	1 人当平均支給額	3,149 千円	25,924 千円	1 人当平均支給額	-	
		区 分			全 職 種	
特殊勤務手当 (普通会計)	支給実績(19 年度決算)			19,099 千円		
	支給職員 1 人当たり平均支給年額(19 年度決算)			66,780 円		
	職員全体に占める手当支給職員の割合(19 年度)			38.23%		
	手当の種類(手当数)			16 種類		
	代表的な 手当の名称	支給額の多い手当		徴税手当、建築主事手当、消防職員手当 社会福祉業務手当等		
多くの職員に支給されている手当		消防職員手当、市税取扱手当、保育士手当 調理員手当等				
時間外勤務手当 (普通会計)	19 年度	支給総額		186,247 千円		
		職員 1 人当たり支給年額		249 千円		
	18 年度	支給総額		186,427 千円		
		職員 1 人当たり支給年額		244 千円		
区 分	内 容		国の制度との異同		国の制度と異なる内容	
扶養手当	配偶者	13,000 円		同じ	-	
	配偶者以外	6,500 円				
住居手当	借家	27,000 円限度		異なる	新築・購入から 5 年経過のもので異なる	
	持家	2,500 円				
通勤手当	通勤距離 2km 以上の職員		異なる	通勤手当の額は県並み		
	定額制					

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分		給料月額等	区 分		平成 19 年度支給割合
給 料	市 長	909,000 円	期 手 未 当	市 長	3.35 月分
	副市長	753,000 円		副市長	
	収入役	679,000 円		収入役	
報 酬	議 長	539,000 円		議 長	3.35 月分
	副議長	482,000 円		副議長	
	議 員	454,000 円		議 員	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間(平成19年度)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時00分	12時15分 ~13時00分	おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分の休息時間を置くことができる。	土・日曜日

(2) 年次休暇の状況(平成19年1月1日から平成19年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数	使用率
16,155日	7,374日	435人	17日	45.6%

(3) その他の休暇制度の状況

特別有給休暇

特別有給休暇の範囲	有給の期間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定による交通の制限又は遮断の場合	その理由の発生している期間
2 風水震災その他非常災害による交通遮断の場合	その理由の発生している期間
3 風水震災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
4 交通機関の事故等の不可抗力の場合	その理由の発生している期間
5 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間
6 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
7 市の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)した場合	その都度必要と認める期間
8 職域又は市若しくは沖縄県の代表として諸行事に参加する場合	その都度必要と認める期間

<p>9 負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合、第10項及び第13項に掲げる期間を超えるつわり及び生理の場合を含む。)の場合</p>	<p>(1) 医師の証明書等に基づき</p> <p>イ 公務に起因する場合 療養に必要な全期間</p> <p>ロ 結核性疾患の場合 1年の範囲内でその療養に必要な期間(その期間が1年に満たない場合において、その療養期間満了の日から起算して6月以内に再び結核性疾患により療養を要するときには、前に与えた療養期間は、これを通算する。)</p> <p>ハ ロ以外の私傷病 90日の範囲内でその療養に必要な期間</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、医師にかかる必要もない軽い病気 1年度を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、次の表に掲げるとおりとする。)</p> <table border="1" data-bbox="708 730 1390 891"> <tr> <td>採用の月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>10日</td> <td>9日</td> <td>8日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>6日</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="708 938 1390 1099"> <tr> <td>採用の月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table>			採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	日数	10日	9日	8日	8日	7日	6日	採用の月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日数	5日	4日	3日	3日	2日	1日
採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																									
日数	10日	9日	8日	8日	7日	6日																									
採用の月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																									
日数	5日	4日	3日	3日	2日	1日																									
<p>10 妊娠障害休暇</p>	<p>10日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間</p>																														
<p>11 職員の分べんの場合</p>	<p>医師又は助産婦の証明等に基づく分べん予定日以前8週間目に当たる日から分べん後8週間目に当たる日までの期間(多胎妊娠の場合は産前産後各14週間)内で必要な期間</p>																														
<p>12 妊娠中の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠23週(6月末)(1月は28日として計算する。以下この項において同じ。)までは4週間に1回、妊娠24週(7月)から35週(9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(10月)から分べんまでは1週間1回としてその都度必要と認める期間</p>																														
<p>13 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合</p>	<p>2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間</p>																														
<p>14 生後1年に達しない生児を育てる場合</p>	<p>1日90分とし、2回以内(土曜日は1回とし、60分以内とする。)</p>																														
<p>15 職員が結婚する場合</p>	<p>1日を単位として5日</p>																														
<p>16 職員の配偶者が分べんする場合</p>	<p>分べん前後各3週間以内において1日を単位として5日</p>																														
<p>17 忌引の場合</p>	<table border="1" data-bbox="691 1868 1441 2112"> <tr> <td>死亡した者</td> <td>血族</td> <td>姻族</td> </tr> <tr> <td>(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)</td> <td>10日以内</td> <td></td> </tr> </table>			死亡した者	血族	姻族	(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)	10日以内																							
死亡した者	血族	姻族																													
(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)	10日以内																														

	(2) 父母	7日以内	3日以内
	(3) 子	5日以内	1日
	(4) 祖父母	3日以内	1日
	(5) 孫	1日	
	(6) 兄弟姉妹	3日以内	1日
	(7) 伯叔父母	1日	1日
	備考 1 生計を一にする場合は、血族に準ずる。 2 祖父母、伯叔父母を代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、7日とする。 3 忌引日数は任命権者が承認した日から計算する。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。		
18	父母、配偶者又は子の祭しを行う場合	1日(17の項の備考3を準用する。)	
19	夏季休暇	一の年度の5月から10月までの期間において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間	
20	妊婦の通勤緩和休暇	1日2回 1回30分	
21	職員の家族の看病を要する場合	通院の場合 1年度を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、9の項第2号の表を準用する。)	
22	職員の子供が予防接種を受ける場合	その都度半日以内	
23	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間	
24	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホー	1日を単位として継続し、又は分割して1年度5日以内	

<p>ムその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が認めるものにおける活動</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>25 男性職員の育児参加休暇(職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)</p>	<p>当該期間内における5日</p>

介護休暇(無給)

適用範囲	期間
<p>職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</p>

## 5 職員の分限及び懲戒の状況

### (1) 分限処分の状況(平成19年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0人	0人	13人	0人	13人

### (2) 懲戒処分の状況(平成19年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0人	0人	2人	0人	0人

## 6 職員のサービスの状況

### 営利企業等の従事許可の状況(平成19年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	9件	9件

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修の状況

平成 19 年 度 研 修 実 施 総 括 表

		研 修 名	一回当たりの 日 数	一回当たりの 時 間 数	回 数	修了 人数
一 般 研 修	1	新 規 採 用 職 員 研 修	10	75	1	23
	2	新 規 採 用 職 員 フ ォ ロ ー 研 修	3	21	1	17
	3	初 級 職 員 研 修	2	13	1	27
	4	上 級 職 員 研 修		13	1	15
		小 計	17	122	4	84
特 別 研 修	1	公 務 員 倫 理 研 修	1	3	1	36
	2	公務員倫理研修(交通安全マナー)	1	2	1	41
	3	情報公開・個人情報保護制度研修	1	3	1	93
	4	財 務 会 計 研 修	2	4	1	248
	5	調理場職員転任研修	2	4.5	1	19
	6	メンタルヘルスセミナー	1	6	2	108
	7	窓口接遇マナー研修	1	3	2	48
		小 計	9	25.5	9	593
派 遣 研 修	1	自治大学校派遣(2部)				1
	2	自治大学校派遣(3部)				1
	3	市町村アカデミー派遣研修				27
	4	国土交通省派遣研修				1
	5	キャリア・アップ・フォーラム				6
	6	沖縄県自治研修所研修				89
	7	全国市町村国際文化研修所派遣研修				1
	8	(財)電源地域振興センター研修				3
	9	自治体政策形成セミナー				2
	10	職業フォーラム「JOBトーク」				1
	11	第18期かりゆし塾				1
	12	地方公務員海外派遣研修				2
		小 計				135
そ の 他	1	自 主 研 究 グ ル ー プ				52
	2	通 信 教 育 講 座				2
	3	部 局 助 成 研 修				38
		小 計				92
	総 合 計	26	147.5	13	902	

(2) 勤務成績評定の状況

人事評価制度検討委員会において「人材育成のための人事評価制度」の平成20年度試行に向けて検討中である。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(平成19年度)

区分	内容	対象者	受診者	備考
職員健康診断	集団検診	人間ドック受診以外の職員	276名	
	人間ドック・健康度測定	共済助成分の希望者	337名	共済、厚生会助成金及び自己負担金
	脳ドック	共済助成分の希望者	33名	共済、厚生会助成金及び自己負担金
	肝炎ウィルス検査	希望者	12名	
	胃検診	共済助成分の希望者	23名	共済助成と厚生会助成金
	大腸ガン検診	共済助成分の希望者	26名	共済助成と厚生会助成金
	VDT 検診	希望者	100名	
高気圧検査	高気圧酸素業務検査	消防職員(水難救助隊員)	18名	

未受診者 31名	派遣職員	1名
	私傷病・休職	4名
	産休及び育児休暇	8名
	その他(受診未確認者)	115名

(2) 保健活動(平成19年度)

職員健康診断事後指導の実施

診断結果に基づき産業医・健康管理嘱託員の指導実施

健康相談

産業医 68件

健康管理嘱託員 419件

健康管理嘱託員職場巡回 7回 9箇所

保健室利用件数 2,380件

(3) 健康講演会及びミニレクチャー(平成19年度) 2回

(4) 地方公務員災害補償状況(平成19年度)

区分	公務災害	通勤災害
認定件数	7件	1件

(5) 厚生会の状況(平成19年度)

市負担金		会員数	
給料総額の5/1000(職員掛金同率)		848人	
市負担金による主な事業		職員掛金による主な事業	
給付事業	傷病見舞金等 24人	給付事業	入学祝金・健康増進奨励金等 364人
文化教養事業	ライフプラン講座 32人(参加者負担有り)		
自主選択事業	能力開発補助等 832人(職員掛金半額充当)	文化体育事業	サークル助成等 283人
保健予防事業	人間ドック補助等 769人		